

（趣旨）

第 1 条 この規則は、あま市空家等の適切な管理に関する条例（平成 31 年あま市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（立入調査等）

第 2 条 条例第 4 条における立入調査を講じるときは、職員等を建築物等に立ち入らせようとする日の 5 日前までに、立入調査実施通知書（様式第 1 号）により所有者等に通知しなければならない。ただし、所有者等に対し通知することが困難であるとき、又は特定空家等の管理不全状態に起因して、人の生命、身体又は財産に危害が及ぶことを避けるため緊急に立ち入らせる必要があると認めるときは、この限りでない。

2 第 1 項の規定による立入調査又は質問をする職員等は、その身分を証明する立入調査員証（様式第 2 号）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪の捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（緊急安全措置）

第 3 条 条例第 5 条における措置を講じたときは、空家等の所在地及び措置の内容を緊急安全措置実施通知書（様式第 3 号）により空家等の所有者等に通知をしなければならない。ただし、所有者等又はその連絡先を確知することができない場合にあってはこの限りではない。

2 緊急安全措置の対象は、市長が認めた場合のみ「長屋及び共同住宅の一部の住戸」についても対象とする。

3 条例第 5 条における措置は、次に掲げるものとする。

(1) 解放されている窓その他の開口部の閉鎖

(2) 解放されている門扉の閉鎖

(3) 外壁又は柵、塀その他の敷地を囲む工作物の著しく破損した部分の養生（簡易なものに限る。）

(4) 草刈り

(5) 樹木の枝打ち

(6) その他市長が必要と認めるもの

附 則

（施行期日）

この規則は、平成 31 年 月 日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

あま市長

印

立入調査実施通知書

あなたの所有（管理）する次の空家等について、あま市空家等の適切な管理に関する条例第4条の規定により、次のとおり立入調査を実施するので通知します。

- 1 日時 年 月 日（ ） 午前・午後 時 分から
- 2 対象空家等
- 3 内容
- 4 連絡先

様式第2号（第4条関係）
（表）

		第 号	
立 入 調 査 員 証			
所 属		□	
職 名			
氏 名			
生年月日	年 月 日		
上記の者は、あま市空家等の適切な管理に関する条例第4条の規定による立入調査の権限を有する者であることを証明する。			
年 月 日発行（ 年 月 日まで有効）			
あま市長			印

9.0cm

5.5cm

（裏）

あま市空家等の適切な管理に関する条例（抜粋）

（立入調査等）

第4条 市長は、法9条の規定による調査のほか、この条例の施行に必要な限度において、職員又は委任した者（以下「職員等」という。）に、立入調査等の必要な調査をさせることができる。

（注意） この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

様式第3号（第5条関係）

第 年 月 日
号

様

あま市長 印

空家等に関する緊急安全措置実施通知書

あま市空家等の適切な管理に関する条例第5条第1項の規定により、空家等に対する緊急安全措置を実施したので、次のとおり通知します。

- 1 緊急安全措置実施日 年 月 日
- 2 対象空家等
所在地
- 3 緊急安全措置の内容
- 4 緊急安全措置の理由
- 5 緊急安全措置に要した費用